

合併協議会 だより 第13号

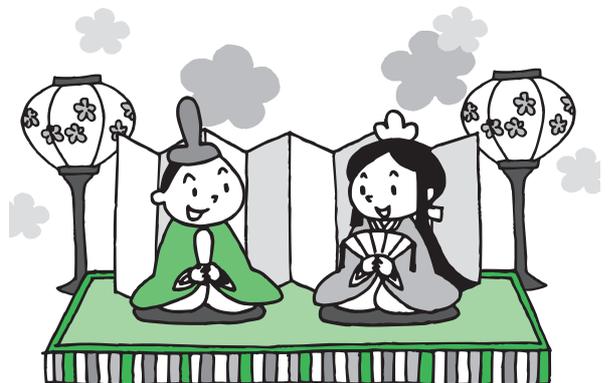


新町の名称は「**神河町**」に決定！

かみかわちよう

目次

- 第16回合併協議会の結果報告 2
- 新町名称決定 4
- 合併協定項目の協議状況 5
- 合併協議会からのお知らせ 6



第十六回合併協議会が 開催されました



一月二十二日、大河内町保健福祉センターにおいて、第十六回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項二件、協議事項五件について協議が行われました。



報告事項

【報告第三十三号】

第六回新町名称・庁舎等検討委員会
の開催報告について

第六回の新町名称・庁舎等検討小委員会では、十二月二十二日の第五回小委員会で選考された二十二作品の中から第二次選考の絞り込みを行い、「神河」「秀峰」「埴岡」「美里」「わかば」の五作品を選考した旨の報告が立石委員長よりなされました。

【報告第三十四号】

平成十六年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算(第二号)について

平成十七年一月五日に神崎町・大河内町議会において、神崎町・市川町・大河内町合併協議会の設置議案が可決されたことに伴い、神崎町・大河内町合併協議会への負担金が調整されたため、歳入歳出それぞれ百

協議事項

【協議第五十七号】

一 一部事務組合の取扱いについて
一市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から、その事務の一部を共同で処理する一部事務組合や、広域連合を構成しています。

一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合、合併前に当該市町村は消滅し、合併時に新たな市町村ができることから、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

また合併市町村が構成団体となっている一部事務組合及び協議会、その他の機関については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。

これらのことから、次のとおり調整することで承認されました。

（一部事務組合の取扱いについて）

◆両町が一部事務組合として加入している中播消防事務組合、中播衛生施設事務組合、中播北部行政事務組合、中播農業共済事務組合、神崎郡北部病院事務組合、兵庫県町交通災害共済組合、兵庫県市町村職員退職手当組合及び兵庫県町議会議員公務員災害補償組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加する。

◆両町が他の公共団体と共同設置している兵庫県町土地開発公社、中播公平委員会、神崎郡介護認定審査会については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加する。

◆両町が他の公共団体と協議会を設置している播磨中央広域行政協議会については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加する。

【協議第五十八号】

一 一般職の職員の身分の取扱いについて

合併が行われた場合、一般職の職員は全て失職することになります

が、当該職員は合併後も引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置することが定められています。

職員数については、類似団体等の状況を勘案しながら、段階的に職員数を減らすなど、適正な職員数となるように調整する必要があります。

また、当該職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しても公正に処理されなければならないことから、任用制度、給与及びその他の勤務条件について比較検討の上、事前に十分協議を重ね合併前後で著しい不均衡が生じないよう調整を行うことが必要です。

これらのことから、次のとおり調整することで承認されました。

〈職員の身分の取扱いについて〉

◆二町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。

〈職員数について〉

◆職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理を図る。

〈職員給与について〉

◆職員の給与については、職員の処遇の公正及び給与の適正化の観点から、職員団体との協議を経て調整し、速やかに統一する。

〈職階について〉

◆職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し統一する。

問：合併問題において財政的に最大のメリットとして、特別職を含む職員数の適正化であると考えられますが、新町において数十年前の定員適正化計画を条例化し、その定数に向かって職員数を調整していくのか？

答：現在では一定の定員管理の中で職員数を調整していますが、臨時的に行政事務量が増加するタイミングなどは、臨時職員等で対応できますが、事業が長期的なものになると、定数の見直しを含め検討することから、数十年先の職員数を条例で定め調整していくことは理想ではありますが、大変難しい問題であります。しか

しながらそういった精神は尊重していく必要があります。

【協議第五十九号】

総務関係事務事業（その四）財産区
の取扱いについて

財産区については、神崎町に三区、大河内町に二区ありますが、議員定数、任期、管理者、議員報酬などに差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

〈財産区について〉

◆地方自治法に規定された特別地方公共団体として、現行のまま新町に引き継ぐ。

〈旧慣の制約のある財産の管理について〉

◆縁故使用地、無償貸付地、払い下げ地の取扱いは、それぞれの財産区の旧慣例によって定められており、財産区を特別地方公共団体として存続させるので、旧慣のある財産の取扱いについても現行のまま、新町に引き継ぐ。

町所有、財産区所有の区分ができない土地は、合併までに整理に努める。

【協議第六十号】

財産の取扱いについて

合併前の市町村が所有していた財産（土地、建物、債権及び債務等）は新たな町の一体性の観点から、また公の施設を共有して使用できるという住民にとって大きなメリットとなることから、全て新町に引き継ぐのが通例とされています。

この場合、負の財産（借金等の債務）も引き継ぐこととなりますが、合併前の負債の処理については、近年の財政悪化等による基金積立金の減少等、新町の財政状況に影響を与える場合があることから、両町で十分に協議を行う必要があります。

これらのことから、次のとおり調整することで承認されました。

〈財産の取扱いについて〉

◆二町の所有する財産（土地、建物、債権及び債務等）は全て新町に引き継ぐものとする。

【協議第六十一号】

新町の名称について

「神河町」に決定。（選考の内容は4ページ参照）

第七回新町名称・庁舎等 検討小委員会が開催されました

二月十三日、神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎において、第七回の新町名称・庁舎等検討小委員会が開催されました。今回の小委員会では、新町名称名付け親の取扱いや、支庁舎の機能等について協議が行われました。

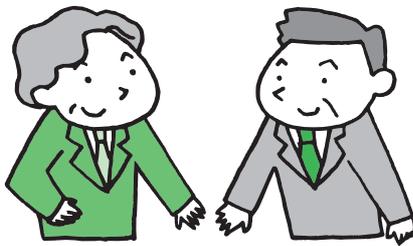
新町名称名付け親については、新町名の「神河町」に応募された方全員に、名付け親賞として、感謝状と記念品を三月中旬に予定している合併調印式場で贈呈することが確認されました。

新町の庁舎等の機能については、本庁（現大河内町役場）に行政機能の大部分を集約し、神崎町域に建設予定の支庁舎の機能については、保健福祉、総合窓口、地域振興、地域防災を基本とする案が確認されました。

長谷支所については、地域住民窓口サービス業務を存続させていただきます。

なお、これらの協議事項については、第十七回の合併協議会において協議されることとなります。

※住民投票（大河内町）等の結果により、二町合併が不調に終わった場合には、名付け親に対する感謝状の贈呈は行わず、全応募者に礼状を出し、「神河町」に応募された十七名の方には、記念品を贈ることも承認されました。



新町の名称は「神河町」に決定

第16回合併協議会で、新町の名称を「神河町」とすることが確認されました。

新町の名称については、886点の公募作品の中から新町名称・庁舎等検討小委員会の委員が5作品を選考していました。

今回の合併協議会では、新町の名称の最終選考方法を合併協議会委員の無記名投票により決定することが確認され、1回目の投票で「神河」「美里」の2候補を選び、決選投票の結果、「神河町」が新町の名称と決定しました。なお、「神河町」は、17名の方が応募されました。



合併協議会選考方法

- 第一次選考…当日出席の合併協議会委員25名が一人2作品を投票し、上位2作品を選考する。
- 最終選考…合併協議会委員一人1作品を投票し、新町の名称を決定する。
(5作品・50音順)

候補名	ふりがな	第一次選考	最終選考
神河	かみかわ	18	17
秀峰	しゅうほう	2	
埴岡	はにおか	11	
美里	みさと	14	7
わかば	わかば	3	

(無効2票)

(無効1票)

合併協定項目の協議状況 平成17年1月22日現在

神崎町・大河内町合併協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存在に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16. 2.15	第2回 H16. 3. 2
2	合併の期日	第2回 H16. 3. 2	第9回 H16. 8.25
3	新町の名称	第16回 H17. 1.22	第16回 H17. 1.22
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い	第16回 H17. 1.22	第16回 H17. 1.22
◎事務事業の一元化に関わる事項(合併特例法規定項目)			
6	新町建設計画(その1)	第7回 H16. 7.17	第7回 H16. 7.17
	新町建設計画(その2)	第12回 H16.10.15	第12回 H16.10.15
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第14回 H16.11.24	第15回 H16.12.26
9	地方税の取扱い	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い	第16回 H17. 1.22	第16回 H17. 1.22
◎事務事業の一元化に関わる事項(その他の項目)			
11	特別職の身分の取扱い	第8回 H16. 7.28	第9回 H16. 8.25
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い	第16回 H17. 1.22	第16回 H17. 1.22
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第6回 H16. 6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16. 6.13	第6回 H16. 6.30
18	町名、字名の取扱い	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
19	慣行の取扱い(その1)	第5回 H16. 6.13	第5回 H16. 6.13
	慣行の取扱い(その2)	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
20	国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16. 7.28	第9回 H16. 8.25
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16. 6.30	第7回 H16. 7.17
22	消防団の取扱い	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
23	自治会・行政連絡機構の取扱い	第10回 H16. 9.14	第11回 H16. 9.29
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業	第15回 H16.12.26	第15回 H16.12.26
	-2 総務関係事務事業(その1)	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
	総務関係事務事業(その2)	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	総務関係事務事業(その3)	第15回 H16.12.26	第15回 H16.12.26
	総務関係事務事業(その4)	第16回 H17. 1.22	第16回 H17. 1.22
	-3 企画関係事務事業	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-4 税務関係事務事業	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	-5 住民関係事務事業(その1)	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	住民関係事務事業(その2)	第8回 H16. 7.28	第9回 H16. 8.25
	住民関係事務事業(その3)	第10回 H16. 9.14	第11回 H16. 9.29
	-6 保健衛生関係事務事業	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-7 環境衛生関係事務事業	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-8 福祉関係事務事業(その1)	第6回 H16. 6.30	第7回 H16. 7.17
	福祉関係事務事業(その2)	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	福祉関係事務事業(その3)	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	-9 農林水産関係事業(その1)	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	農林水産関係事業(その2)	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
	農林水産関係事業(その3)	第12回 H16.10.15	第13回 H16.10.27
	-10 商工・観光関係事業	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-11 建設関係事業(その1)	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	建設関係事業(その2)	第9回 H16. 8.25	第10回 H16. 9.14
	-12 上・下水道事業(その1)水道事業	第5回 H16. 6.13	第6回 H16. 6.30
	上・下水道事業(その2)下水道事業	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	-13 学校教育事業	第6回 H16. 6.30	第7回 H16. 7.17
	-14 社会教育事業	第8回 H16. 7.28	第10回 H16. 9.14
	-15 電算システム事業	第3回 H16. 3.20	第4回 H16. 4.28
	-16 地域情報化事業	第14回 H16.11.24	第14回 H16.11.24
	-17 その他事業(その1)	第7回 H16. 7.17	第8回 H16. 7.28
	その他事業(その2)	第11回 H16. 9.29	第12回 H16.10.15
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		

合併協議会からのお知らせ

大河内町住民投票結果

大河内町の合併についての意思を問う住民投票が2月20日(日)投開票され、「神崎町と二町合併をする」が多数を占めました。なお、当日有権者数は、4,285人、投票率は75.94%でした。

大河内町住民投票開票結果

= 選管最終発表

● 合併をしない(単独)	585
● 神崎町と二町合併をする	1,796
● 神崎町・市川町との三町合併をする	848
	(無効25)

今後のスケジュール

合併協定書の調印

3月中旬

2町議会の議決

3月下旬

県知事への申請

3月下旬

合併関連議案が2町の議会で議決されると県知事へ申請を行います。

県議会の議決・知事の決定

6月下旬

申請を受けた県知事は、県議会での議決後に合併を決定します。

総務大臣への届出・告示

7月上旬

総務大臣の告示により、合併の効力が発生します。

かみかわ

神河町(新町)の発足

平成17年11月に新町がスタートします。

◆ ホームページを開設しています

神崎町・大河内町合併協議会では、ホームページを開設しています。ホームページでは、会議資料や会議録などを公表している他、合併に関するご意見・ご要望なども受け付けています。

◆ ホームページアドレス

<http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>